

定価消費税込一箇年 一六八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

号外第四十八号

平成二十三年
五月三十一日

火曜日

目次

告示

自動車専用道路の指定

告示

山梨県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年六月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

山梨県知事 横内 正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 都留インター線
- 道路の区域

区	間	延長 (メートル)	指定する期日
都留市つる四丁目一〇七六番地先から 都留市つる五丁目一〇四八番の二地先まで		一五三・〇	平成二十三年 五月三十一日
都留市つる四丁目一〇七三番の五地先から 都留市つる五丁目一〇九八番の二地先まで		四五五・〇	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番